

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開(見える化要件)

令和元(2019)年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、下記の3つの要件を満たしている必要があります。

- ◆現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までを取得していること。
- ◆介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ◆介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

上記の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み(賃金以外)につきまして、以下の通り公表いたします。

入職促進に向けた取り組み

他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

資質の向上やキャリアアップに向けた支援

上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

両立支援・多様な働き方の推進

有給休暇が取得しやすい環境の整備

腰痛を含む心身の健康管理

雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施

生産性向上のための業務改善の取組

業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

やりがい・働きがいの醸成

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の
気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善